

# 令和3年度 地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業が変わります

○本事業は、令和3年度より以下の点が変わります。

## ①「より分かりやすく」

従来は本事業の外に観光地整備事業と2本立てになっていましたが、本事業に一本化し、総事業費における下限額を引き下げることによって、申請の間口を広げました。

## ②「より多く」

申請件数を地域単独・広域連携を1団体あたり各2事業までにしました。(要・優先順位付与)

## ③「より使いやすく」

消耗品の取扱いを商品価格税込10万円未満に引き上げました。(上限あり)

⇒具体的には別途要領を参照ください。

### ①「より分かりやすく」…観光地整備事業の統合

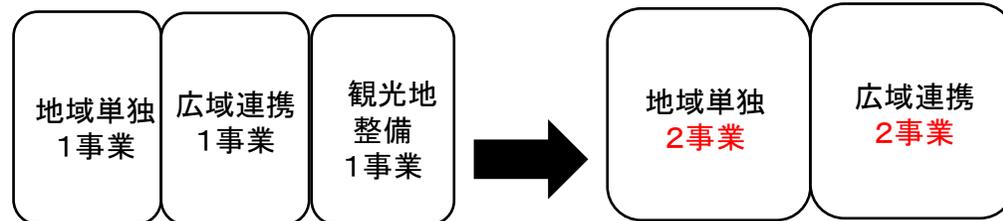
・変更点

令和2年度			令和3年度
	地域単独 広域連携	観光地整備	地域単独・広域連携
対象事業	マーケティング調査、メニュー開発、人材育成、利便性向上、案内機能強化、需要喚起等	研修会、多言語表記案内版等設置、植栽・美化活動等	左記区分を統合
補助額	・地域 100万～200万 ・広域 50万～400万	15万円～50万円 ※研修は下限無し	
			・地域 30万円～200万円 ・広域 30万円～400万円

### ②「より多く」…1団体あたりの申請件数の引き上げ

〈～令和2年度まで〉

〈令和3年度～〉



事業区分	交付対象者
地域単独事業	市・町・村の範囲内において、地域の観光資源の掘り起こし、磨き上げなどによる観光地づくりを推進する観光団体(地方公共団体含む)
広域連携事業	複数の市町村に跨り、広域的な観光地づくりのための連携体制の構築を行う観光団体(地方公共団体含む)

本事業の立ち上げを目的とした準備団体、市町村・観光協会等が中心となり組織する実行委員会などを含む。

### ③「より使いやすく」…消耗品購入価格の引き上げ

〈～令和2年度まで〉

〈令和3年度～〉

財産が残るもの不可  
(ただし、取得価格税込2万円未満を除く)

財産が残るもの不可  
\*ただし、商品価格税込10万円未満まで可。消耗品合計上限額は、事業費全体(現金ベース)の20%もしくは50万円のいずれか少ない方。

例えば、ワーケーションを推進するにあたり、テレワーク環境を整備するため、専用の椅子や机の購入や、プリンター、ウェブカメラ、衝立等の購入にも利用できるようになります。(消耗品の購入が事業の目的にならないように。内容は審査会により、**地域の観光地づくりに寄与する内容**かどうかを専門家の元、審査いたします。)

☆令和3年度は、以下の事業については重点的に支援します。

(1)ワーケーションの推進 ★最重点事業

(2)アドベンチャートラベルの推進

(3)本道の特色を活かした観光地づくりの推進

例: サイクルツーリズム、エコツーリズム、グリーンツーリズム、アイヌ文化・縄文文化、世界遺産・日本遺産・北海道遺産 など

(4)道内7空港を拠点とした受入体制の整備

(5)地域DMO及び地域連携DMOの形成・確立

●当事業は、地域の観光地づくりを幅広く支援する制度ですが、ワーケーションについては、下記のような取組内容に対し支援を行います。(例示)

### ①コンシェルジュ機能の構築

地域内のテレワーク施設・アクティビティ施設・宿泊施設を包括し、ニーズに細やかに対応できるコンシェルジュ機能を構築。

### ②観光コンテンツの造成・磨き上げ

ワーケーション滞在中に余暇を満喫できる観光コンテンツの造成や磨き上げ。

### ③モニターツアーの実施

都市部の企業等を各地域へ招聘し、実際にワーケーションを体験してもらうことにより、仕事環境&バケーションコンテンツの磨き上げ及びPR。

### ④インフルエンサー招聘・記事&動画配信

SNSでの波及効果が期待できるインフルエンサーを招聘し、情報発信

### ⑤プロモーション

ワーケーションガイド作成、ちらし作成、新聞広告、ブログ・ウェブ作成等

### ⑥テレワーク等施設における環境整備

テレワークを実施するために必要な机や椅子、プリンター、ウェブカメラ、マイク、プロジェクター、スクリーン等の消耗品の整備  
(本項目のみの事業は不可)

●「ワーケーション」のスタイルは様々！

地域の魅力を活かした独自のスタイルを確立し、「ワーケーション日本一・北海道」を目指しましょう！



自然×ワーケーション



スキー×ワーケーション



キャンプ×ワーケーション



海×ワーケーション